

(写)

龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例をここに公布する。

令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第46号

龍ヶ崎市森林公園維持整備基金条例

(設置の目的)

第1条 龍ヶ崎市森林公園の施設の維持及び整備(整備に要した市債の償還を含む。)並びに龍ヶ崎市森林公園の魅力向上を図る施策に資するため、龍ヶ崎市森林公園維持整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関(以下「金融機関等」という。)への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のためでなければ、処分することができない。ただし、預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合において、当該金融機関等の市の預金又は貯金と借入金を相殺するための借入金の償還の財源に充てるときは、この限りでない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。